ご宴会・催事規約

当ホテルではご宴会・催事のご契約および宴会場のご利用に関して、以下の通り定めております。 必ずご一読の上、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

1 適用範囲	宴会、又は催し物(以下宴会等と称します)で宴会場をご利用になる場合に、当ホテルがお客様と締結する契約(以下宴会
	奏云、又は唯し物(以下奏云寺と称しより)で奏云場とこれ所になる場合に、ヨホナルかの合体と称紹りる天和(以下奏云等契約と称します)は、この規約の定めるところによるものとします。尚この規約に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。
2 宴会等契約のお申込	お申込書に所定の事項を記入し、お申込金を添えてお申込みください。お申込金の額は、宴会等の内容により当ホテルより提示させていただきます。お申込金をお支払いいただけない場合は、お申込みは撤回されたものとし、会場をご利用いただけなくなりますのでご注意ください。お申込金は、宴会等代金、解約料のそれぞれ一部に充当させていただきます。
3 宴会等契約の成立	宴会等契約は、当ホテルがご契約のお申込を受諾し、お申込金を受領したときに成立するものとさせていただきます。
4 前払金	宴会等契約が成立したときは、宴会等の見積金額を前払金として当ホテルが指定する日までに、現金又は銀行振込にてお支払いいただきます。 前払金を当ホテルが指定する日までにお支払いいただけない場合は、お申込みは撤回されたものとし、会場をご利用いただけなくなりますのでご注意ください。この場合、ご解約の場合に準じて算出した下記5の解約料をご請求させていただきますので、ご了承ください。前払金のお支払い後に追加見積料金が発生した場合は、追加した日の翌日までに追加分をお支払いください。開催日当日の追加料金につきましては、宴会等終了時にお支払いください。
5 お客様よりの解約	お客様の都合により宴会等契約の全部又は一部をご解約されます場合並びに期日を変更されます場合には、下記の内容によりご精算させていただきますのでご了承ください。 ①ご宴会等のお申込み日より開催日の20日前まで解約料金内金の金額及び実費諸費用(印刷物、演出関係等)期日変更料無料。但しすでに発注その他手配が完了している別注品については、その料金を頂戴させていただきます。 ②ご宴会等の開催日の19日前より8日前まで解約料金ご宴会等の見積金額の30%(サービス料・税金を除く)及び実費諸費用(印刷物、演出関係等)期日変更料内金の金額とご宴会のお料理・お飲み物の総額10%(サービス料・税金を除く)及び実費諸費用(印刷物、演出関係等)③ご宴会等の開催日の7日前よりその前日まで解約料金ご宴会等の見積金額の50%(サービス料・税金を除く)及び実費諸費用(印刷物、演出関係等)期日変更料内金の金額とご宴会のお料理・お飲み物の総額30%(サービス料・税金を除く)及び実費諸費用(印刷物、演出関係等)期日変更料内金の金額とご宴会のお料理・お飲み物の総額30%(サービス料・税金を除く)及び実費諸費用(印刷物、演出関係等)4つで要件の場合の金額とご宴会のお料理・お飲み物の総額100%(サービス料・税金を除く)及び実費諸費用(印刷物、演出関係等)期日変更料内金の金額とご宴会のお料理・お飲み物の総額100%(サービス料・税金を除く)及び実費諸費用(印刷物、演出関係等)期日変更料内金の金額とご宴会のお料理・お飲み物の総額100%(サービス料・税金を除く)及び実費諸費用(印刷物、演出関係等)
6 料理数の変更	料理数の最終変更については、10名を超える変更については開催日の10日前の正午までに、それ以外の変更については開催日の3日前の正午までにホテル担当係員にご連絡ください。それ以降は、全て手配が完了いたしておりますので当日出席人数が予定人数より減少した場合でも開催日の3日前までに確定した最終数の料金を申し受けます。
7 その他手配品の数の変更・解約	宴会等において利用される手配品及び参加者に配る記念品等の数の変更・解約については、開催日の7日前の正午までにホテル担当係員にご連絡ください。それ以降の変更については応じかねます。但しすでに手配が完了している別注品については変更・解約できませんのでご了承ください。
8 宴会時間と追加料金	宴会場のご使用開始から終了までのご契約時間(以下宴会時間と称します)は、所定の会場費をお支払い頂きます。事前準備に1時間以上要する場合、又は宴会時間を超過した場合は、料金表所定の追加会場費を頂戴いたします。但し次の会場使用時刻との関連でご使用時間の超過に応じられない場合もございますので、何卒ご了承くださいますようお願いいたします。
9 設営、装飾、余興などの手配	ご宴会等に関する設営、装飾、装花、音響、照明、映像、余興、記念品、その他につきましては、当ホテル指定の取扱い会社をご利用ください。お客様のご都合で当ホテル指定取扱い会社以外の取扱い会社をご利用になる場合は、宴会等を円滑に行うため事前にホテルの了解を得たうえでお手配くださいますようお願い申し上げます。お客様が直接依頼された取扱い会社が行うご宴会等に関する設営、装飾、装花、音響、照明、映像、余興、記念品、その他の械器及び材料等の搬入・搬出・設置方法・設置場所等につきましては、当ホテルの美観・安全・動線等を考慮した一定のルールにしたがって行っていただきます。
10 損害賠償	お客様(お客様側の全ての関係者を含みます)及びお客様が直接ご依頼された業者の方々は、ホテルの施設・什器・備品等を破損しないようにご注意くださいますようお願いいたします。万が一、施設・什器・備品等に損傷等損害が発生いたしました場合は、その修復に関してホテルよりご指示申し上げますので、それに合わせて速やかに修復を行うか、またはその損害賠償金をご負担くださいますようお願いいたします。尚、施設内において、お客様の管理下で発生した事故・盗難につきましては、ホテル側は一切責任を負いませんので十分にご注意ください。
11 当ホテルよりの 宴会等契約の解約	ご宴会・催事にご出席されるお客様が以下の項目に該当されると判断した場合、ご宴会・催事を解約させていただく場合がございますので予めご了承ください。尚、以下の場合の解約につきましては、解約にともなう損害賠償等、金銭のお支払いはいたしかねますのでご了承ください。 ①法令及び公序良俗違反の恐れがある場合。 ②天災その他、ホテル側の責任に帰することのできない事由により会場の使用ができない場合。 ③はのお客様にご迷惑をおかけするとホテル側が判断した場合。 ③で使用目的以外で利用される場合。 ⑤暴力団、及びその他反社会的勢力、並びにその関係者によるご利用、ご出席の場合。
12 禁止事項	次に揚げる各項目につきましては禁止事項となっておりますのでご遠慮くださいますようお願い申し上げます。 ①大(盲導犬、介助犬などを除く)、猫、小鳥その他愛玩動物、 ⑥ホテルの設備・備品等の使用目的以外のご利用。 ② その他法令で禁じられている行為。 ② できないまたは引火性の物品の持ち込み。 ② できれている行為とのです。 ② を発するものの持ち込み。 ② まつし、及びその他反社会的勢力、並びにその関係者のご② とばく等風紀を乱す行為又は他のお客様の迷惑になるような言動。 ⑤ホテル備付品の移動。

支配人

